

松岡久和教授 オーラルヒストリー

聞き手：中山布紗(法務研究科教授)

和田真一(法務研究科教授)

1 立命館ロースクールの9年間

中山 今から松岡久和先生のオーラルヒストリーの座談会を始めます。2017年から立命館のロースクールにお越しいただいて、本当にあっという間に松岡先生が退職されることになるというのは、信じられない気持ちです。まず、立命館のロースクールに来られてどのような印象を受けられましたか。

松岡 私が大学に就職した1983年頃は、立命館は「絶命館」と渾名を付けられていて、立命館に就職すると体が持たない、などの都市伝説がありました。そのため、私が、2017年に京都大学を少し早めに61歳で退職して立命館大学のロースクールに着任すると申しますと、家内は、「大丈夫かいな」と心配していました。しかし、法科大学院の授業がたぶん私には非常に向いていて、受講生と意見のやり取りをされていて自分も思わぬことに気づく機会が多いものですから、それを楽しみに期待して来ました。

立命館の院生の多くは、ロースクールで鍛えれば司法試験に合格できる学力があると感じていましたから、教えがいのある職場でした。同僚の皆さんは、本当に働き者で、研究もしっかりやりながら、教育指導にも熱心な方が多いので感心しました。私も、期待どおり、すごく楽しく仕事をさせていただきました。龍谷大学、神戸大学、京都大学でも、私は非常に同僚に恵まれました。同じ学部の同じ科目の先生同士は必ずしも仲がいいわけではないようですが、私が在籍した4つの大学とも、非

常に同僚の仲が良く、普段から意見を率直に交わして刺激を受けたり、共同の授業や研究会などもやりやすい環境でした。研究生生活と教育生活のどちらも、とても恵まれていたと思います。

中山 私は大学院生の時に学会に行って、芸能人を見るような感じで、松岡先生がシンポジウムなどで司会をされているのを拝見して、論理が鋭く厳格で、お声がけをしにくい先生かなと思っていました。でも、実際にお会いすると、気さくでお話ししやすく、法律論だけでなく、趣味の話とかも幅広く、いい意味で拍子抜けをしました。

2 大学進学までの経緯

中山 ご着任されて2～3ヶ月目くらいに、松岡先生はご長男ですかと聞いたことがあります。先生は精神性が高い子供と言うか、幼少期からある程度今のご性格ができあがっていたように感じました。実際に幼少期はどのようなお子さんだったのでしょうか。

松岡 私は、滋賀県長浜市に昭和31(1956)年3月に生まれました。実家は「はんこ屋」です。はんこ屋は、自分で彫る職人の面もあります。子どものころ、家の仕事の手伝いはごく普通にやらされました。商品を配達したり、月末に集金に出かけたりしました。私の父は、カメラや8ミリが趣味で、はんこ屋の仕事の機械化にも前向きでした。新しい機械を購入すると、そのマニュアルを読んで使ってみるのは私の役割で、自分が使えるようになったら教えろ、というパターンでした。

両親も祖母も高等教育とは無縁の家庭でしたし、店の仕事は長男が継ぐものであり、はんこ屋に学問は要らないので、高校も定時制で良いと言われていました。高校・大学に進学できたのは、時代の流れに乗ったからだと感じています。中学・高校時代は、成績がとて良かったので、親たち以外は進学するものだと思っていたようです。私も勉強して視野が広がる感じが好きで、父の唯一の命令は「授業料分はしっかり回収してこい」だったので、授業にだけ集中してノートを取り、自分の気になっ

たことを勝手に深掘りしていくタイプでした。

和田 滋賀では進学校の虎姫高校に進まれたのですよね。相当に受験勉強をされたのですか。

松岡 中学時代から映画に熱中して、当時は毎日テレビの映画劇場を見ていて年間200本くらい見た年もあります。また何にでも興味と関心があったので、新聞を毎日隅々まで読んでいました。朝日新聞に本多勝一さんが「中国の旅」という連載をされていて、三光政策を知り、反戦思想に少し染まりました。rain と snow が uncountable で三人称単数扱いだと学ぶと、では湖北の冬に多い曇（雨と雪の混じったもの）は複数になるのかと英語の先生に質問するような、先生方にとってちょっとやっかいな生徒でした。

高校時代も、『伊勢物語』を原文で読んだり、遠山啓『ゼロの発見』『無限と連続』などの数学の新書を読んだり、ベートーベンの第9交響曲の合唱の中身が知りたくて、ドイツ語の辞書を引いたりもしました。興味と関心のおもむくままでした。また、週3日の珠算塾の講師のアルバイト、2年連続の生徒会役員、(軟式)テニスクラブと化学クラブの掛け持ち、家業の手伝いなどで忙しくて、定期試験の準備も高校・大学の受験準備もほとんどしませんでした。授業だけで何とかなったので、『試験に出る英単語』と『試験に出る英熟語』以外は参考書や問題集を1冊も買いませんでした。このことは尾ひれがついて後輩にはある種の伝説みたいになっています。

和田 京都大学法学部を目指されたのはどういう理由ですか。

松岡 大学で深く勉強したいと思っていたので、大学進学を考えていない親たちに後継ぎを諦めさせて、どう説得するかが私の戦略ポイントでした。映画への関心から国立フィルムセンターや岩波ホールがあった東京に行きたかったのですが、親たちは、せいぜい近畿圏内の国立大学なら認めそうでした。英語や数学の方が好きだったので教師になることも考えましたが、「潰しのきく法学部」という方が、銀行でも公務員でも広く就

職先を選べそうだと一般に信じられていたので、それを説得材料にしました。どうせなら近畿圏内で一番難しい京都大学法学部にしようと思いましたが、高校1年時の担任の英語の福本喜久雄先生が京都大学法学部卒で、東京大学に行く必要はないと言われていたことにも影響を受けました。

当時は3月3日から5日が一期校の入試時期でしたが、京都大学のいわゆる赤本を買って過去問を解いたのが1月頃からで、2月は暇で毎日文庫本を1冊読んでいました。2月末には、大雪の中を得意先の集金に1日歩いていました。親たちも私自身もそれで合格できると思っていました。悪いことに、当時、大江健三郎の『万延元年のフットボール』にはまってしまい、自信のあった国語で「追体験」だの「実存主義」だの出題とどう関係するのかわからない珍答案を書いてひどい点数を付けられ、1年浪人しました。

親たちは、合格していた同志社大学に行けと進めましたが、失敗したままというのが悔しかったので、入学金の分を浪人の生活費に充てさせてくれと熱望し、認めてもらいました。ここが私の人生の最大の分岐点でした。

近畿予備校の授業は、高校の授業に比べて高度でとても刺激を受け、受験勉強も楽しくできました。また、下宿して親の監視と家業の手伝いから自由になり、3本立ての映画館（祇園会館や京一会館など）に通い、同志社大学の学生会館やYMCAで無料か100円くらいで映画を見まくりました。

中山 今日お話を聞くまでは、ご両親が英才教育をされて京都大学に行きなさいと言われていたのかと思っていましたが、まったく逆だったので驚きました。

3 大学で受けた授業

和田 京都大学ではどのような授業が印象に残っていますか。

松岡 教養科目は好きな授業が多かったです。ベートーベンの第7交響曲は作曲家の頭の中にあるのか、譜面にあるのか、演奏家が聴衆の頭の中

かどこにあるのか、というような疑問を1年間語られた新田博衛先生の音楽学の授業が面白く、バッハの通奏低音の持つ宗教的な意義なども教えていただきました。この授業や高校時代の同級生の影響もあり、クラシック音楽もルネサンスから現代曲までいろいろ聴き始めました。

法学にはあまり関心がなく安藤仁介先生のレポートでは東京裁判が国際法的にどういう問題があるのかを問われ、少し反発を感じました。川口是先生の憲法の授業は価値観の対立に焦点が当たっていて、憲法の基本がわかっていなかった私にはしっくりきませんでした。教養部の自主ゼミで、民青派と反民青派の2回生の先輩たちが豊下楯彦先生に指導をお願いして戦後政治運動史を扱ったものに参加し、歴史は視角次第で違う絵が描けてしまうところが面白かったです。天皇制と民衆の意識を報告したら、豊下先生には褒めていただき、研究者にならないかとお誘いを受けました。

法学部の専門科目では、最初は刑法に関心がありました。でも刑法の平場安治先生の授業は、「こんなことを喋っても君らにはわからんやろ」と言いながら思いつくままに話される感じでもとも理解できず、当時助手だった上田寛先生（その後本学の教授）にチューターをお願いして、刑法の自主ゼミで勉強しました。最初に読んで感激した専門書は、大塚仁＝福田平訳ハンス・ヴェルツェル『目的的行为論序説』でした。

和田 民法の先生方の授業はどうでしたか。

松岡 最初の専門の民法の授業は北川善太郎先生の民法総則でした。虎姫高校の1年先輩から、我妻栄『新訂 民法総則』くらいは事前に読んでおいた方がよいと助言されていたので、とりあえず読みましたが、民法の全体像を学ぶ前ですから、何を何のために論じているのかがわかりませんでした。それでも多少の前提知識が入ったので、初心者向けに易しく話された北川先生の民法総則講義は、同級生に自分の理解で説明できる程度にはわかりました。興味が深まったのは、磯村哲先生の定年退官前年の物権法の講義で、もったいない機会だと思って配当年次でない2

回生で聴いたことからです。磯村先生は、講義ノートを下にお話になったのですが、当時の先生方の中では異例なほど情報が整理されていて、丁寧な物権法全部を話されました。教科書を読む前に背伸びして川島武宜『所有権法の理論』、芦部信喜『憲法訴訟の理論』、藤木英雄『過失犯の理論』、佐伯千仞『刑法における期待可能性の思想』などに関心のままに読んでいたので、磯村先生の講義で物権法の基礎がわかった気がしました(ノートには「立木」を「流木」と書いていた恥ずかしい思い出がありますが)。

3回生で奥田昌道先生の「物権法」、北川善太郎先生の「債権法(不法行為法以外の6単位)」、前田達明先生の「不法行為法(2単位)」、人文科学研究科から非常勤で来られていた太田武男先生の「家族法」を拝聴しました。奥田先生はじっくり深く話されたので、担保物権部分は時間がなくて3回くらいで終わりました。教壇で「昨日の夜中に考えてきたのですが、この問題はよくわかりませんでした」というようなことも言われました。北川先生の債権法の講義は、契約法に再構成して話されたので、対応する教科書がなく、初学者には少々辛かったです。結局、授業でわからないところを調べ、友達と教え合うなど、自分で勉強しないといけないのだと痛感しました。前田先生の「不法行為法」は、逐条解説の方式で、具体的事例と条文とのつながりや歴史的経緯を重視される講義で、最新の学説状況までを含む情報量が半端でなく、ノート量も膨大になって手が疲れました。でも、歯切れが良くわかりやすいもので、前田先生にならった目的的行為論による不法行為理解(ヴェルツェルの専門書を読んでいたことが功を奏しました)が今も私のベースになっています。太田先生も丁寧な授業をされていましたが、時々日伊会館で映画を見るために授業を抜けたため、今でも家族法は不案内です。勉強の仕方として、耳で聞いて、頭で要約し、ノートを取って定着させ、ゼミや友人との会話の中で具体例を考えて議論をし、目的意識をもって必要な箇所を本や論文で調べて考え直す、という一連の作業が、最も早く確実に専門知識を得られる方法であると今でも確信しています。

また、4回生から修士課程1年のときに前田先生の「債権総論」と林良平先生の「民法総則」を聴きました。前田先生の講義は、「不法行為法」と同様、399条から520条まで逐条で全部精緻にお話しになりました。後に『口述債権総論』の本にされる際に、前田先生から講義ノートを貸して欲しいと頼まれたのは驚きましたが（ご自分の字が読めなかったという都市伝説があります）、同書の校正をして「はしがき」の謝辞に名前を書いていただきました。林先生の講義は、平場先生の講義と同様に、非常に高度な内容を話されていました。民法全般を一度聴いていて2度目の民法総則だったから、ようやくわかりました。この経験から、講義（とりわけ民法総則）は、民法を一巡してからもう一度聴くと理解が非常に深まると感じたので、ノートをきっちりとして2度目を聴きなさいと学生や院生に推奨しているのですが、実践している人は少ないようで残念です。

和田 民法の先生方もその講義も、個性あふれる古き良き時代でしたね。前田先生の講義がきっかけで民法研究者を目指されることになったのですか。

松岡 たしかに最も面白く身についたと感じた前田先生の講義を聴いて、前田ゼミの第1期生になったのが、きっかけの1つです。でも、他にも複合的な偶然的要因が3つほどありました。

第1に、先ほど触れた3回生の時の北川先生の債権法の授業が、鈴木茂嗣先生の刑事訴訟法の授業と時間割のうえで重なっていました。迷った挙げ句、民法を優先し、司法試験の訴訟法科目（当時は選択制）も刑事訴訟法から民事訴訟法に変更しました。これは刑事法から民事法への関心の転換の最も大きなポイントでした。

第2に、民法の論文を書いてみる経験が非常に楽しく感じられたことです。法学部に入ったからには司法試験を受けて裁判官を目指そうと思いはじめていたのですが、司法試験予備校は授業料が払えないだろうから、五月会という受験サークルに入りました。5～6人程度が1つの班として週1・2回、司法試験科目の勉強会をしました。私の班には、裁判官志望ですでにしっかり受験勉強もしている仲間が多く（実際にはほとんど裁判

官になりました)、議論は高度で教わることが多く、たいへん刺激を受けました。私は教科書を読むか読まないかくらいだったのに、気になることはつい質問して議論をふっかけましたが、人に教えるときに最も勉強になると実感していましたので、強ち迷惑メンバーだったとは言えないでしょう。その五月会の5月頃の例会で私にテーマとして割り当てられたのが「相続と登記」でした。

報告をきっかけに不動産物権変動論の基礎から考え直す必要があると思いついて、いろいろ調べ始めました。当初は、夏休み頃に当時有力になっていた公信力説をベースにまとめてみる、という構想でした。ところが、ちょうど通説からの公信力説批判が強くなってきた頃で、公信力説にもいろいろ難点があるとか、論文を読んでこの先生の考え方は浅いとか、非常に不遜な態度でしたが、とにかく自分で納得できるまで考えて、論文の形にしようと思いました。半年ほどかけてA4のレポート用紙56枚の「不動産物権変動論試論——表見責任説の試み——」を書きました。コピー(といっても湿式の「青刷り」)を友人や民法の先生方に配りました。奥田先生の物権法の期末試験の問題は、「民法177条の第三者の主観的要件について諸君の考えるところを述べよ」と「物上代位」でしたので、82点が取れて、読んでいただけたのだと感激しました。

さらに、前田ゼミの4回生の時には(当時は3年後期から4年前期までの1年間)、10人くらい1チームで春休みに事前検討を重ねて、2回程度その成果をゼミで発表する課題でした。私は、瑕疵担保責任を選んだついでに動産物権変動について従来から抱いていた疑問を小論文にして配りました(後に教科書等で展開した、178条と192条を重ねて考える独自説につながります)。論文もどきを2回書いた経験により、調べて考えて何らかの意見を文章にすることの楽しさを実感しました。これが第2のきっかけです。

第3は、難解な不当利得法について、加藤雅信先生の鮮明な説明(法学協会雑誌で連載中の長大な論文を教科書用に簡潔にまとめたもの)を『民法講義(6)』(有斐閣大学双書)で読んで、いわゆる類型論の物の見方の転換に

感激し、さらにその参考文献で紹介されていた川村泰啓先生の不当利得論文や『商品交換法の体系』に触れました。とりわけ、川村先生の独自の発想は新鮮で、非常に強い影響を受けました。

4 大学院時代・学会デビューと就職

中山 3回生で論文を書くのはすごいですね。お話を伺うと学生時代から秀才タイプで、学会にも非常に早くにデビューされたのですね。大学院時代から就職のお話までをあわせてご紹介ください。

松岡 法学部と大学院時代は主として講義・ゼミとスクーリング（大学院の授業）が中心でした。授業にはほぼ皆出席で詳しいノートを作っていましたが、授業が終わると悪友たちが待ち構えており、ソフトボール・麻雀・家庭教師のアルバイトなどで忙しかったです。それでもなんとかあった成功体験から、計画性や準備が足りない欠点は改善されませんでした。大学院受験はその最たるものでした。京都大学の当時の大学院入試は、民刑事法専攻という括りで、憲民刑商の論文と英語・ドイツ語の訳が出題されていました。「大学院受験者の会」に参加してみると、毎日10時間勉強しているなどの怖い話を強者の先輩方から聞かされました（関西大学名誉教授の憲法の吉田栄司先生とはそこで知り合い、大学院時代に麻雀仲間になり、1985年の結納の際には仮仲人までお願いしました）。さすがに過去の問題は事務室で見ましたが、受験場に行って初めて六法や辞書の参照不可を知り、商法で聞いたことがない「問屋の介入権」の説明問題が全く出来ず、これはあかんと思いました。トラウマはいつまでも憶えています。そのため、合格発表で自分の受験番号だった17番（当時のヤクルトのエース松岡弘の背番号。「踏み江川」にも転ばなかった私は巨人ファン）を見つけたときは、これまで受けた試験の中でも最も嬉しく感じました。

前田先生には合格のご挨拶に行って、指導教授になっていただきたいとお願いしましたが、語学のできが良くなかったと言われ、物権法は専門ではないので自分の先生である林先生にご指導をお願いするように勧

められました。それゆえ修士課程2年間と林先生が定年退職された1981年の博士後期課程1年間の3年間は、お祖父さんのところに里子に出された孫のような状態でした。

前田先生には進学希望のご相談に伺った時も「そうですか」と5分程度しかお話しをしていませんでしたし、一瞬嫌われているのかと疑いました。しかし、ゼミ生の時代から法典調査会民法議事速記録の目次作りのアルバイトなどを依頼されていましたし、大学院のスクーリングにも4回生後期から参加するようにお勧めいただいたので、嫌われてはいなかったようです。スクーリングでは、錦織成史先生や辻正美先生、すでに立命館大学に就職されていた吉村良一先生も参加されていて、法典調査会民法議事速記録を輪読して立法者意思を確認することを始められていました。1979年12月(実際の刊行は1980年秋頃?)の民商法雑誌81巻3号から、この共同研究の成果の発表が始まりました(その約30年後に高橋眞先生と玉樹智文先生の編で『史料債権総則』として本にまとめられました)。その連載初回に関係資料の紹介と梅謙次郎の論文要旨を現代語訳する原稿を前田先生から任されました。この文章が、活字化された広い意味での学会デビューでした。祖母は、ありがたがって民商法雑誌を神棚に供えて拝んでいました。弟が高校を卒業してはんこ屋を引き継いでくれることになったこともあり、親たちをひとまず安心させて、後継ぎを諦めてもらったのです。

和田 大学院時代は、後に神戸大学や京都大学で同僚となる潮見佳男先生、窪田充見先生や山本敬三先生らとも一緒に勉強されていた凄い時代でしたね。

松岡 先輩の平田健治先生、高橋先生、大学院同期の玉樹先生、博士後期課程に編入してきた金山直樹先生らと研究室が同じであったうえ、その数年後に非常に優秀な後輩たちが次々入ってきて、授業や研究会でもよく議論をして刺激を受けました。

民事系の先生方は、あまりスポーツや麻雀をされなかったのも、経済

の院生とのソフトボール対決（2番手投手か二塁手）、職員＋奥田先生チームと院生チームの昼休み軟式野球（自称フォークボールを投げられる投手）、映画評論小冊子作りなどは、政治系の院生とご一緒することが多く、麻雀は、憲法の吉田先生、刑法の松宮孝明先生、国際私法の出口耕自先生が常連の相手でした。出口先生は京都大学競技麻雀部出身だったので、ルールを厳守する綺麗な麻雀が身に付きました。

和田 修士論文は不動産物権変動についてでしたね。それもずいぶん早くに公刊されたのですね。

松岡 修士論文は「不動産所有権二重譲渡紛争について」でした。修士課程2年の林先生のスクーリングでその中間報告をしました際に、「君の話を聞いているとなるほどそうかなとも思うが、後で考えてみるとちょっと違って騙されていたような気になる」など、林先生には、詐欺師のように言われましたが、厳しい先生でしたので、褒め言葉と受け止めました。私はポジティブで能天気なのです。また、林先生は、当時図書館長でたいへんご多忙だったのに、12月に提出した第一稿を細かく読んで比較法検討などについて助言をいただき、感激しました。奥田先生は、修士論文の口述審査のときに原稿にたくさんの書き込みをされていて、丁寧なご指導をいただきました。

いずれにしても、不動産物権変動は、3回生の時から考え続けていたので、実質的には4年かけて書いたものです。修士論文の判例分析部分を独立させ、「判例における背信的悪意者排除論の実相」として、林先生の還暦記念論文集に載せていただきました。この論文は、我妻栄＝有泉亭『新訂 物権法』や鎌田薫先生の「対抗問題と第三者」星野英一編『民法講座（2）』でも引用・紹介していただきました。字数の制約がなかったので、先輩の某先生には、高橋も松岡もたくさん書きすぎだと叱られました。半田吉信先生がほぼ同時期に判例の実質は悪意者排除ではないかという私の論文の趣旨と似たご論文を発表されましたので、詳しく独自の観点を少し早く示せた点でも、とても幸運なスタートでした。

中山 不動産物権変動論については、最終講義でお話になるご予約と聞いていますので、ここでは割愛します。ただ、私が2012年にロースクールに着任した時に、民法演習Ⅰの授業を参観させてもらった回がたまたま民法177条の背信的悪意者排除を扱っていて、担当の吉村先生が「私の後輩の松岡君が修士論文でこういう説を唱えていて、それによると判例が綺麗に説明できる」と紹介されていました。その論文の一部が立派な還暦記念論文集に掲載されたことで就職も早かったのですよね。

松岡 はい、博士後期課程2年の夏に、当時研究科長をされていた奥田先生から電話で龍谷大学への就職の話が来ているので谷口知平先生のお宅に伺いなさいと指示を受けました。その直前に吉村先生から修士論文のコピーを求められたのは、おそらく龍谷大学の先生方が吉村先生を通じて私の論文を入手して審査をするためだったのではないかと思います。吉村先生にはこの点でもお世話になりました。私は、4回生後期と修士課程1年前期の1年間、知平先生の息子さんである安平先生の民事訴訟法のゼミにオブザーバー参加させていただいていたので、知平先生と直接お話しできることには緊張しました。なお、王貞治が鈴木康二郎から756号ホームランを打ったのをテレビで見っていたのは、3回生の司法試験対策合宿勉強会のおりで、同じセミナーハウスに谷口知平先生のゼミが宿泊されていて、知平先生のサインをもらいに行こうか迷ったものの、結局恥ずかしくて行けなかったことも思い出しました。

親との関係でもできるだけ早く就職したかったうえ、就職後も京都大学のスクーリングや研究会に顔を出しやすくして助かると考えました。知平先生のお宅は、丸太町通を河原町通から少し東に入ったあたりにあった、庭園に茶室もある豪邸でした。知平先生からは、最初に、「どこでも勉強はできるので龍谷大学に来たら他の大学に移らないでいて欲しい。」旨を告げられ、また驚きました。この話はどこからか民法学会には伝わっていた節があり、知平先生ご存命中は、私には移籍の話は一切来ませんでした。ともあれ、就職活動もすることなく、1983年4月に教わる立場

から教える立場に急に変わったのです。

5 初期の授業

和田 ご苦労はありませんでしたか。

松岡 人並みには苦労しました。大学の先生には教育実習もないので、講義もゼミも見よう見まねでした。着任から1987年の在外研究までの3年半は、受講生に迷惑をかけたと反省しています。物権法の講義では出版されたばかりの広中俊雄先生の本を教科書に指定し、自分の研究テーマであった物権変動を詳しく話しました。その頃、北川善太郎先生が創設された比較法研究センターに就職していた山崎弘子さん（現弁護士）と後に私の家内となる町田昌子さんが、1回、講義を聴きに来られました。冷やかしかつたのでしょうか。難しい話をしていたが、熱心に話す様子は良かった、とのことでした。定期試験では登録者の30%くらいしか合格点を出さず、事務職員の方に柔らかに注意を受けました。2年目からは常時受講者と同じくらいの合格率（50~60%）になるように調整し、以後は、このような出題・採点方式を心がけています。

ゼミは重要問題を選んで2~3名の報告班に報告をしてもらい、若干の議論をするという典型的なゼミ方式でしたが、報告班以外はあまり勉強してこないで、私と報告班とのやりとりに終始してしまいました。卒業論文制度があったので、熱心なゼミ生には毎週かなりの時間を取って添削指導などを行いました。最も困ったのは、1回生に、レジユメの書き方、報告の仕方、議論の仕方を教える基礎演習でした。他の先生方にならって岩波新書の渡辺洋三『法とは何か』を読んでいた。良い本ですが、法律をこれから学ぶ新生には、前提知識が欠けるので難解でした。そのため、これを教科書としてどう手ほどきして良いか、胃に穴が開くほど悩みました。

就職直後からの3年半は、人生の嵐とでも呼ぶべき激動に見舞われ、十二指腸潰瘍になりました。毎日の授業に悩んでいました。1984年には修

士論文の残り部分を「不動産二重譲渡紛争について(1)(2・完)」として龍谷法学に公刊し、1985年の3月に結婚し、当時は教職員組合の副書記長も引き受けていて週4日は夕食を外で食べ、同僚の先生や職員と麻雀もよくやりました。同年に日本私法学会で個別報告をしました。1985年5月から1986年12月にかけて、母・祖母・父が相次いで入院して死去し、3件の葬式を出しました。この3年半の間には、ほかにも何本か論文を書き、教科書や注釈書の分担執筆もしました。1987年2月には長男が生まれ、中古住宅を城陽市に購入して山科薬科大前の賃貸マンションから引っ越しました。弟の結婚式では親代わりをし、1987年8月から当時西ドイツのマールブルク大学のハンス・G・レーザー先生の下での在外研究に出かけました。

6 価値追跡論との出会い

中山 ほんとうに凄い嵐ですね。レーザー先生の下では不当利得法を勉強されたのですよね。

松岡 はい、組合の副書記長をやっている間に、1か月で「債権的価値帰属権についての予備的考察」を書きました。これは、川村先生の強い影響の下に、騙取金銭による弁済の事例などにおいて、債権者平等原則の例外として債権の形態のままで優先弁済を認める可能性を検討したもので、毀誉褒貶の両方がある研究ノートのようなものです。ちょうどこの頃、Volker Behr “Wertverfolgung” という教授資格申請論文を本にしたものを入手しました。私の密かな自慢は、ペール先生(本人からは後に熊を意味するベアと同じ発音だと教えられましたが、巻き舌のrを「ル」と表記)の研究より私の研究の方が少し早かった(私の研究は外国の研究の直訳ではない!)ということです。ペール先生のこの研究は、広範な比較法的検討に基づいて、債権者平等を破る「価値追跡」論を展開したものでした。この本から、Walter Wirburgの「価値追跡」論の萌芽的な講演を知り、これらの発展継承関係と問題点を不当利得法との関係で検討したいとい

うのが在外研究のテーマでした。これも加藤先生や川村先生の不当利得論に強く刺激を受けた結果ですが、これと、物権変動論の延長線上に責任財産の確定における対抗要件の意義（差押債権者等の第三者性）という問題意識が結び付いたものです。

レーザー先生ご夫妻にもほんとうにお世話になりましたし、当時助手をしていたインゴ・ゼンガー先生とは今もやりとりがあります。レーザー先生にお世話になったきっかけは、ご夫妻が日本に来られたときに京都や宇治を案内したのが、手嶋豊先生や比較法研究センターの家内たちで、家内は以後もレーザー先生と手紙のやりとりをしておりました。家内の手紙で不当利得に関心のある私と結婚したこと、ドイツで在外研究を希望していることを聞いて、レーザー先生は、進んで研究者としての受入れの手はずを整えてくださいました。在外研究先を決めることにもこうした偶然に恵まれたのです。

7 家庭生活

中山 今、ご結婚の話も出ましたが、ご家族のこともお話しいただけますか。

松岡 1985年に結婚しました。うちの家内は、同志社大学法学部で藤倉皓一郎先生の英米法のゼミに入っていました。ところが、藤倉先生が東京大学に引き抜かれてしまい、俠気を出された田井義信先生がゼミ生を引き継いで民法ゼミになりました。元京都産業大学の民法の山本宣之先生が同級生だったそうです。家内は、卒業後、田井先生の紹介で、北川先生が比較法研究センターの事業を拡張されたおりに新卒生として採用された3人の1人でした。私は大学院生だった頃で、北川先生のお仕事をいろいろとお手伝いしていたので、新人歓迎会によばれて家内とはそこで初めて会いました。それから2～3年は、若い3人の女性たち、手嶋先生、窪田先生、山本敬三先生らと一緒に、映画（宮崎駿「風の谷のナウシカ」を憶えています）を見に行ったり、テニスをしたことが何度かありました。付き合ってはいませんが、話す機会はあって、3人とも

感じの良い人だと思っていました。就職したら龍谷大学の同僚の萬井隆令先生（労働法）から結婚話を頂戴するようになりました。比較法研究センターの家内の先輩の北川和代さん（現オフィス40s 代表取締役）からも、家内と付き合ってみないかと紹介を受けました。

人柄はよく知っていましたし、母が病気で長くない状況だったので、付き合ってから1ヶ月後に結婚を申し込み、4ヶ月後に結婚式をしました。金山先生が3月3日に京大会館で結婚式を挙げる予定をとったところ、17日は会場が開いているらしいとの情報をくれました。親たちにはまったく相談せずに結婚を決めたので、後からずいぶん怒られました。

家内は、夫婦別姓論者ではなかったのですが、結婚後「松岡昌子」になったのですが、私の母親も長浜の親戚のおばさんも同姓同名同字の「松岡昌子」で、名前の呼び方には困りました。「おおまさ・こまさ」案とか改名案も真面目に検討しましたが、結局、本人の性格、子供の頃のあだ名など（樹村みのりの「菜の花畑」シリーズの女子大生4人組の中で最も好きな長い黒髪の子も参照）に因んで「ネコさん」と呼んでいます。私は、不二家のペコちゃん・ポコちゃんの「ポコちゃん」と呼ばれて、これがハンドルネームにもなっています。

最初に満足な講義の練習ができたのは家内を相手にした不当利得の類型論の説明でした。家内には、原稿の表現をチェックしてもらっています。若い頃は、頼んでおきながら厳しくダメ出しをされると喧嘩になったりしましたが、その後は、感謝しかありません。

子供が3人（男女男）いますが、成人後も親と遊んでくれる点で良い育て方をしたと思っています。

8 その後の研究の展開

和田 在外研究と帰国後の研究はどう展開しましたか。とくに印象に残っていることをお聞かせください。

松岡 バール先生にはボンとアウグスブルクに2度会いに行っていて、たくさ

んの質問をし、正誤表の確認をお願いし、教授資格審査の概要をお教えいただくなど親切に対応していただきました。その成果は2本の論文にしました。残念だったのは、600頁を超える本の翻訳には補助金を得られる見込みがなく、複数の出版社から翻訳書の出版を断られたことです。でも出版を前提に丁寧な訳を作ったことは、その後の研究の基礎の1つになりました。

日本私法学会シンポジウムでリースを取り上げた東京での開催があった年です。リースには全然関心がなかったので、川村先生に一種の質問状付ファンレターを出しました。川村先生は、私法学会には出ておられず、たしか川越市だったと思いますが、ご自宅に招いてくださいました。初対面なのに、昼食と夕食までご馳走になり、質問をしまくりました。当時私はヘビースモーカーで、緊張していたことから煙草を吸い続け、先生が「明日授業があるのでこの辺でお終い」と仰るまで、9時間くらい粘りました。いろいろお教えいただいた経験は私の宝物です。「君は東京に出てくる気はないか」と誘われたのは、非常に嬉しかったです。私も、初対面の実務家研究者、留学生、さらに一番驚いたのは中学生が京都大学の研究室を訪ねてきて、丸一日いろいろお話しをしたことがあり、同じようなことは繰り返されるものだなと感じます。

なお、川村先生は、当時次々と『民法論集』を出されていた星野英一先生には批判的で、過去の業績に拘るより先に進む方がよいと仰っていました。私も、先に進みたいタイプだったので、この点でも川村先生の影響を受けてしまいました。古い論文を読み直すと欠点ばかりが目に入って無限に手を入れたくなってしまいますので、自分の業績をまとめて研究書にすることをいたしませんでした。

研究で緊張感と充実感があったのは「制度間競合論」の共同研究でした。潮見先生とは対極的な立場に立って、毎回のように激しい議論をしました。この頃は、京都市消費者保護審議会（後の消費生活審議会）に委員として参加し、同僚だった本間靖規先生のご協力も得て裁判外紛争処

理制度を作りました。さらにその適用第1号の調停・あっせん事案をまとめ、消費者法にも関心が広がりました。龍谷大学には12年間お世話になりましたが、本業の学問以外で期待されている感が強くて悩んでいたところ、神戸大学からお招きをいただきました。嬉しかったです。龍谷大学の同僚にどう話を切り出したら良いのかは、けっこう悩みました。皆さんは結局、気持ちよく送り出してくださいました。移籍後も龍谷大学の社会科学研究所の助成を得て、ヨーロッパ契約法の動向を継続して研究することができ、翻訳書でも出版していただけるようになりました。

神戸北町（六甲山の裏の新興住宅地です）に土地を購入して家を建てたのですが、阪神大震災に遭遇し地鎮祭や完工が少し遅れました。JR東海道線が復旧したのは、辞令交付を受ける予定の4月2日ぎりぎり、研究室のロッカーなども壊れていました。ブルーシートに包まれ灯りの消えた神戸の町は悲しかったです。

神戸大学時代は、安永正昭先生や磯村保先生、同年代の山田誠一先生、少し後輩の窪田先生や院生諸君に共同研究会などで丁寧なご指導と強い刺激を受け、環境のよい充実した研究生生活を送れました。移籍の少し前から林先生が創設された関西金融法務研究会という研究会に参加させていただき、金融実務との接点ができたほか、田原睦夫先生（林先生門下の大先輩で後の最高裁裁判官）や中井康之先生（弁護士）にご指導いただく機会を得られました。金融法学会で「抵当権に基づく物上代位」のシンポジウムを福永有利先生・北浜法律事務所の天野勝介先生と3人で担当して、担保物権法の研究に一步踏み出しました。当日の質疑で約30通の質問が、1通を除いてすべて私に集中し、さすがに往生しました。ただ、同僚だった国際私法の中野俊一郎先生を通じて、尊敬するお父君の貞一郎先生から、奮闘にお褒めの言葉を頂戴したのは嬉しかったです。また、注釈書・教科書等での解説や、判例解説・判例評釈の依頼を多く受けるようになり、民法学のあゆみなどでの書評・論文批評もけっこう書きました。

神戸大学には結局4年しかおらず、1999年に潮見先生と同時に京都大学に戻り、城陽市の家内の両親の土地に2世帯住宅を建てました。京都大学では、少し前に北川先生・奥田先生が退職され、辻正美先生が夭折され、前田先生、錦織先生、山本敬三先生、佐久間毅先生の民法4人体制で、潮見先生と私の移籍人事は、法科大学院の開設を睨んで拡充を図ったものと思います。神戸大学からは文部科学省の資金を得て、アリゾナ大学のドブス先生のところで原状回復法を10ヶ月学ぶ予定でしたが（野茂英雄を見にロサンゼルスに行くことも計画）、京都大学への移籍に伴って辞退せざるを得ず、残念でした。

京都大学では、担保執行法改正や民法（債権関係）改正に法制審議会の幹事や委員として参画し、毎回非常に勉強になりましたが、司法試験審査委員と重なっていた時期には、1ヶ月の半分くらい東京に居る（でもほとんど日帰り）という超多忙な状態でした。債権法改正に関して、改正の基礎となる判例法理の再構成やヨーロッパ法の動向研究をふまえた立法論的な研究が増えました。ヨーロッパだけではなく、アジア圏（韓国・中国・台湾）との研究交流の機会も増えましたし、多くの留学生を受け入れました。日本私法学会のシンポジウムでも何度か報告を担当し、申請書類を書くのが嫌で避けていた科学研究費補助金Aをいただくとうと不当利得法の比較法的研究を手がけました。今から思うと若くて活力が溢れていました。

9 その後の授業改善

和田 松岡先生は教育にも熱心に当たられています、先ほど伺ったところ、初期にはけっこう苦勞されたようですね。

中山 松岡先生は、今は、木目細かに楽しそうに講義をされていますが、どう工夫されて変わったのでしょうか。

松岡 パソコンで遊び始めたのは潮見さんの影響で、1982年頃でした。この頃の専用機のワードプロセッサは、まだ高嶺の花だったので、就職し

た最初のボーナスを NEC の 8 ビットパソコンとワープロソフトにつき込み、レジユメや文書をそれで作成しました。1 回作ると使い回しができ、次の年には改良版を用意すれば良いのですから準備作業が効率的です。レジユメをきっちり作ってそれで授業をすると、何条のどういう話をしているのかは、だいぶわかりやすくなります。

もともと、情報を詰め込みすぎると時間が足りなくなるので、次第に情報の密度を意識的にコントロールするようになりました。それでも、最初はゆっくり喋っていても、最後は駆け足というペースはなかなか直りませんし、無駄話を意識的に挟んで良いリズムで話すのは難しいです。

コロナ以降は、zoom の共有画面を使用して、教材、当事者関係図（これは好評）、電子六法、関係する地図や写真を表示させています。授業録画も毎回簡易編集のうえでアップロードしています。ここまでやって、マニュアルも次第に整ってきますと、ようやく思っている授業ができるようになりました。

鈴木禄弥先生や川井健先生の教科書は、我妻時代からすればニューウェーブで、具体的な典型と応用という形で具体例を最初に掲げ、それを説明されていました。磯村保先生のレジユメが具体例も秀逸でわかりやすかったので、ファイルをくださいと希望し、鈴木先生・川井先生の教科書や磯村先生のレジユメの良いところをいただきました。神戸大学の民法担当者の間では、各人の作ったレジユメや試験問題を年度末に冊子として同僚に配る非常に良い習慣がありました。授業評価アンケートも義務化される前から実施しました。酷評を受けて凹んでいると、山田先生が自分のアンケートを見せてくれました。山田先生の丁寧な講義でもこんなに文句が来るのかと気持ちが軽くなり、感謝しました。

私は、Nifty Serve（パソコン通信）の時代から、オープンアクセス思想に共鳴していて、自作論文等をネットで無料公開することに積極的でした。龍谷大学時代には、5 肢択一のクイズのプログラムを利用して民法の問題を 572 問作成し、ゼミなどで使いました（「法学教育と CAI」という

龍谷法学掲載の論文にまとめています)。神戸大学時代にインターネットが普及したので、ホームページを作成して、そこにレジュメや試験問題や解説などを掲載しました。ホームページは、年2回程度の更新頻度ですが、現在も継続しています。

法科大学院ができる頃から、試験の評価も変わってきました。それ以前は、京都大学法学部の実定法科目は非常に採点が厳しくて、なかなか80点をもらえませんでした。これでは、奨学金や海外留学の推薦の際に、他学部生との格差が大きすぎて法学部生が非常に不利になるという問題意識が広がりました。そのため、教授会で申合せをして、A+ (85点以上。上限89点)が合格者(受験者ではありません)の5%程度、A (80点~85点)以上が25%程度、B (70点台)以上が60~80%とし、60点台はあまり付けないと決めました。私は真面目にそれに従って、通常の受講者数を目安に可否を絶対的に判断したうえで、基準に即した相対評価に置き直しました。

10 その後のゼミの改善

最初は、政治学の白石克孝先生というアイデア豊富で先進的な同僚と意見交換をして、基礎演習の授業をどうやって活性化するかを考えました。インパクトの強いドキュメンタリービデオを見せて感想を書かせなど意見を交わす機会を増やすことを実験的に行いました。民法のゼミでは、具体的な事例問題を与えて、それを自分らで考えて議論してもらいました。必ずしも基本的で簡単な問題ばかりではなく、難しい問題も含め、毎週自作しました。報告で知識を整理してもらったうえで、そういう事例問題を5~6人1班の小グループ(毎回ランダムに構成)に分けて検討させました。ゼミは30人ぐらいになることが多く、それだけの人前で話をするのは学生にはハードルが高いようでした。1人か2人くらいは全体でも質問したり意見を出せるリーダータイプがいますが、他の者が発言しにくいので、これではまずいと思って、1時間くらいの小

グループ討論にしたのです。その間、私は何もしないか、添削などの「内職」をしていまして、基本的には口出しをしません。聞き耳は立てていて、ときおりヒントを差し挟むこともありますが、ゼミ生の議論が例えば試験対策だとかその他の話題に脱線するのも止めません。我慢が肝要で自らやらなければという気持ちになるのを待つのです。グループの意見は、誰かを指名してもらって（毎回交代）、議論終了時にまとめて報告してもらいます。そういう仕組みにしておくと、仲間同士でなら気軽に発言や質問ができるようになり、同級生ですごく勉強してる人が隣に居ると「自分もちょっとは勉強しなければ」という刺激になります。まとめも時間が迫るとそれなりにできるようになる。そうして全体で意見交換をして、最後に必要な範囲で私から解説や修正のヒントを述べます。こういう方式を取り入れたらすごくうまくいきました。

龍谷大学や神戸大学では学年毎に3年・4年とゼミが別々にあったように記憶しています。これに対して京都大学では、3年後期から4年前期の1年間のゼミであった当時も（その後、何度か改組され半期毎の3年・4年の2年間のゼミになりました）、正規ゼミの外に勉強したいゼミにオブザーバー参加する人も多かったです。3回生のときには頼りなかったゼミ生が、半年や1年でとても成長し、4回生になると3回生を指導できるようになりました。学年を超えた交流がうまくいきました。

ただ、ゼミの時間は3時間超になりました。報告と討論で90分前後、煙草休憩を挟んで、1時間くらい小グループ討論、最後にまとめが標準的な時間配分でした。潮見ゼミや山本敬三ゼミもやはり8時頃までやっていました。前田先生の90分で必ず終わる「定刻主義」とゼミ内容はゼミ生に自主的に決めさせる「放置主義」の伝統を忠実に引き継いだのは、民法では佐久間ゼミくらいでした。

ゼミは、大学生活で生涯の友人に出会うことができる場であると考えていましたので、ゼミを終わった後、私は酒をほとんど飲まないのですが、月に1度くらいの頻度でコンパがありました。ゼミ生有志は毎週食

事会をしていたようです。さらに年2回のゼミ旅行で沖縄・北海道・金沢・伊勢志摩・白浜・城崎などに行きました。ゼミのOB会は今でも年に1度は開いていただいて、学年を超えた交流を図っています。OB会で知り合って結婚したカップルも出ています。

ゼミでの最大のイベントは、龍谷大学時代に法学会からいろいろな費用援助をいただいて作ったインターカレッジ民法討論会でした。法律討論会の審査員をした際に、たいへん面白く勉強になると感じて、最初に学内で2回ほど試行したうえで、金山先生や七戸克彦先生に声をかけて参加していただきました。賞金、参加ゼミ教員の旅費、交流会費用などの一部を法学会に出していただいて、大学の枠を超えたゼミ対抗討論の試みに拡大したものです。具体的な問題を検討・報告し、相互に質疑を行うのは通常の法律討論会と同じですが、参加ゼミ生にも全部の報告を聞くことを条件に投票権を与えました。それと教員票とを総合して評価を決める、すなわち、自分たちも評価する前提で真剣に聞いて質問を出すように工夫したのです。

インターカレッジ民法討論会のほかに、他の民法ゼミとの対抗討論会や模擬裁判風の検討会とその後の合同コンパも複数回行いました。5人1組くらいのゼミ生は、そのいずれかに論者として参加させました。山本敬三先生の指導される対抗討論会は、ルールや手順が厳密で事前指導もあり、毎年胃などをやられて病院送りになるゼミ生がいるという都市伝説が広がっていました。こうしたいろいろな討論会の中でも賞金が出るインターカレッジ民法討論会が最も盛り上がりました。担当者は、討論会の1週間前くらいから半徹夜状態で論旨を練り、想定質問を用意して回答を作るなど必死で取り組み、また出場者以外からは差入れもされていたようで、これを経ると格段にゼミ生の仲が親密になりました。

討論会の審査投票を集計してもらっている間に、出題者の解説をふまえて、ゼミ担当教員が壇上でパネルディスカッションをするのが通例でした。先生方の真剣な議論は、準備の段階で基本知識が参加者に共有さ

れていただけに、高度な内容でもよくわかり、また、教員が議論を積み重ねて試行錯誤する様子がきわめて新鮮に映ったようです。教育効果はこの討論会が一番大きかったようです。

中山 授業やゼミのスタイルの原型は、すでに龍谷大学時代に作られて、その後、さらに洗練させていったのですね。私は、松岡先生が研究のみならず、教育も全力疾走で駆け抜けて来られたことを伺ってほんとうに感心しました。

11 法科大学院での授業

和田 法科大学院での授業は負担が大きいとは感じられませんでしたか。

松岡 法科大学院の授業は嫌う先生も多いようで、私も未修者教育には苦労しましたが、基本科目の授業は私に合っていました。京都大学での私の担当科目の民法総合3は3年次配当科目だったので、1年早く開講された民法総合1・民法総合2の潮見先生・山本敬三先生の授業を参観し、問題の難易度や進行方法について学びました。両先生とも、高難度の問題を作成され、小問をしっかりと設定し、毎回10頁以上の精緻な授業マニュアルを用意されていました。マニュアルは、想定されたQ&Aが中心で、さらにオプション質問や注意書きがびっしり書き込まれていました。山本敬三先生などは指名予定の受講生の能力をふまえて当てる順番まで事前にマニュアルで決めておられました。私も毎回ランダムに指名する形をとりつつ、難しい質問はよくできることがわかっている元ゼミ生に当たるように、実質的な指名順は密かに調整していました。そうしないと答えに詰まって授業時間が足りなくなるからでした。

法科大学院の開学時には、判例をモデルとした教材がいくつか出ていましたが、都合良く複数の論点を含む判例などほとんどありません。習得すべき基礎知識を確認しながら、判例では未解決の問題を考えさせるには、むしろ論点が次々に自然に登場する作り込んだ事案を用意すべきだと考えました。そこで必読文献とした代表的な教科書・体系書か

ら論点を抽出し、それらを複数のモデル判例に上手に組み込んだ事例を作成しました。この事例には適当にノイズを混ぜるようにしたため、自ずから複雑な様相を呈し、事例の分析をしっかりとしないと解けないきわめて難度の高い教材になりました。授業の1週間前に問題を配付しましたが、授業マニュアルを作成するのは授業の直前の2・3日でした。問題作成から1週間くらい経過し、その間にいろいろ授業が入ってきますので、問題の趣旨をすっかり忘れていて、自作の問題文を読みながら「誰がこんな難しい問題を作ったのか」と1週間前の自分を呪うことが再三ありました。

教材は、最初は少し多めに作ったこともあり、授業は30分くらい延長になるのが常でした。感心したのは、多くの京都大学法科大学院生は、さすがに基礎能力が高く、きちんと予習をしてきたうえで、さらに推奨に従って、少人数のグループで事前学習会を行って、問題点を煮詰めてきている者が多かったことです。そのため、授業後も、長蛇の列の質問者に最長120分くらい対応せざるをえなくなりました。その質疑には、問題文の欠点を指摘するものがあつたり、発展的な検討を促す刺激的なものも少なくなく、質問者に答えを返すだけではもったいないと感じました。そこで、その日の夜の記憶の新しいうちに、重要な質疑を選んで補足説明という文書にまとめて、ホームページに掲載しました。この頃は出張が多かったので、新幹線の内車内や宿泊先での作業という場合も多かったのですが、次第に過去のを毎年改訂するだけですみました。

たしかに問題・マニュアル・補足説明の作成には膨大な時間を必要としましたが、民法の問題を考えることは私の重要な趣味の1つですので、質問や指摘に刺激を受けていろいろ試行錯誤すること自体が楽しく、また、論文や新しい問題の作成にも大いに役立ちました。そのため、受講生が学部の授業よりはるかに積極的に学んで敏感に反応してくれる法科大学院の授業は私にとって楽しくありがたいものでした。

このようなパイロット運用の経験を2年ほど積んで、過剰な問題を削

除し、形式を3科目で統一して、2006年に潮見先生・山本敬三先生との共著の『民法総合 事例演習』にまとめました。この本は現在でも他に類がなく、司法試験よりも難しい問題です。ただ、プロのスポーツ選手が厳しい状況での基礎動作を繰り返し練習して技量を向上させるのと同じで、極限まで自分で考え詰める訓練が実力を育むものと確信しています。第2版の改訂はわずかで、大改訂した2023年の第3版(著者が授業担当の交代をふまえて京都大学の民法担当者による「民法総合教材研究会」に変わっています)まで、15年以上もほぼ同じ問題を教材としてきましたが、マニュアルや補足説明が受講生の間で傳承されてきていたようで、前年までの議論をふまえた質問が毎年新しく出てきていたのは、問題の奥の深さを誇っていいと思います。ただ、内容が難しく、法科大学院での教材として正規採用をしていただけたところは少なく(一橋・岡山・立命館くらい?)、マニュアルは教材として採用してくれた先生にだけ、有斐閣京都支店を通じてお渡ししました。そのため、この本は司法試験受験生の自主ゼミ教材としてよく使われています。同書には解説は掲載していないので、友人の民法学者からは、院生の勉強会でこの問題がよくわからなかったとして解説を求められることが多いが、難解でどう考えたら良いのか困っている、などの苦情もたくさん参りました。

中山 たしかに、院生からの質問に対応するために調べてみても、基本書には何も書いていないという場合もあって、さらに調べたり松岡先生にお尋ねすることで、非常に勉強になりました。

12 司法試験

和田 司法試験審査委員も長く務められましたね。司法試験についてもお話しいただけますか。

松岡 せっかく法学部に入ったのだから法曹資格は取りたい。自分の性格からして一番向いているのは裁判官かな、と自分では思っていました。それで3回生くらいから五月会に参加して、模擬試験なども受けました。3

回生ではまだ試験科目の履修すら不十分な段階でしたから、当然、短答式試験もまだ全然できませんでした。4回生のときには過去問などを解いていてかなり手応えはありましたが、まだ届きませんでした。修士課程に進学した年にも、かなり勉強したつもりで受けたのですが、90問だった短答式試験の合格最低点が非常に高かった年で、自己採点で1問正解が足りずに3度目の不合格をくらいました。

もともと覚えることが中心になる試験勉強が大嫌いであったうえに、自分で考えて論文を書き上げる快感を知ってしまったこともあり、研究に専念することにしました。京都大学に戻った後に、司法試験考査委員を仰せつかり、司法制度改革で司法試験を改革し、新司法試験の問題を試作・実施するという仕事にも、民法の主査の池田真朗先生に命じられて民法担当の考査委員から加わりました。新司法試験の3年間を含め、のべ8年間考査委員を務め、最後は民法部門の主査も担当させていただきました。ゼミのOB会での挨拶の持ちネタの1つに「博士号を取っていないのに博士論文審査はたくさん行ってきた。」とか「司法試験に合格していなくても司法試験考査委員は務まる。」、「世の中はわからんものだから、絶望せずに頑張れ。」というものがあります。

司法試験考査委員は過酷でした。短答式や論文式の問題は問題原案を持ち寄ったうえで、投票して良い案を選びました。論文試験は、原案作成者が委員会での議論をふまえて修正を重ねなければならず、100頁に近い採点基準案も作成する必要がありました。いろいろな解答パターンを想定して、細かい基準を作るのです。作問自体は楽しくて好きですが、多数に支持される良い問題を作ると巨大な負担がもれなく付いてくるのです。

答案は縮小コピーされて日通の特別便で指定の場所に届けられました。採点期間は、7月末からの約1ヶ月でした。最初に20枚程度をサンプル採点し、その感触を持ち寄って採点基準を見直す作業を行いました。新司法試験の最初の3年間に大々問があった時期には、3科目で6時間という長時間の試験は受験生にとって苦難でしたが、民法と組み合わせられ

た商法や民事訴訟法の答案もまとめて採点しなければならず、商法や民事訴訟法の先生が作成された採点基準が頼りでした。ただ、大々間に組み込まれた商法や民事訴訟法の答案は、民法で時間が取られたためか当初想定されていた採点基準では点数が非常に低くなってしまふことから、その基準の見直し作業はたいへんだったと思います。

旧司法試験の採点枚数は、最大で1000枚を超えました。新司法試験では300枚くらいだったと思いますが、1通の答案が非常に長くて問題も複雑でしたので、かかる時間は同じくらいでした。8月に入って本格的な採点を開始しました。高校野球の甲子園大会をずっとテレビで流して作業していましたが、採点に集中していると試合が終わったのに気付かず、夜のニュースで結果を確認することも再三ありました。法科大学院がスタートし、学部や大学院専修コースの定期試験、法科大学院の定期試験・レポートなどの採点・添削時期と司法試験の採点時期が重なったので、8年間は夏休みは採点終了後の9月だけという状態でした。とりわけサンプル問題を作成した年は、その作成や答案の添削・採点がそれに加わって疲弊しました。

しかも、採点単価が答案1通で100円程度で予備校の答案添削よりも桁違いに安い、との噂が飛んでいました。確認したことはないですが、司法試験審査委員の報酬は、たしかに非常に安いだけでなく、「ひかり」と「のぞみ」の料金が違っていた頃は、「ひかり」の普通指定席の運賃しか交通費が出ませんでした。東京で宿泊していただいたら宿泊費は出ますとは言われましたが、たいがい次の日に講義やゼミがあるので日帰りが普通でした。また、新幹線車内で司法試験関係の予習や復習をしようとしても隣に人が座るとできません。片道1万円くらいのグリーン料金を自前で支払い、日当分が赤字になる始末でした。司法試験審査委員は公のための名誉職だと実感しました。

和田 その仕事量はとんでもなく多くて、優秀な先生方の研究時間を大幅に奪ってしまう社会的な損失ですね。採点自体にもご苦勞があったので

すよね。

松岡 くせ字の受験生が少なくなく、しかも、ボールペンのインク切れかコピーが薄くて途中からほとんど読み取れない答案には泣きそうでした。しかし、受験生も人生がかかっていると思い、その答案は別件で法務省に出向いたおりに、原本を確認して「暗号解説」をしました。できがよい答案だったので、そこまでしてあげた甲斐がありました。試験のCBT化は、採点者の負担を軽減する点では良いと思います。

なお、旧司法試験時代には口述試験があり、受験生も宿泊する浦安駅裏の安ホテル（試験場近くの豪華ホテルもあったのですが宿泊費では赤字になってしまう）で3・4泊しました。河内宏先生とは、一緒に食事を取り、映画や小説（小野不由美の『屍鬼』を推奨した記憶があります）の雑談をして楽しく過ごしました。その後、河内先生の洒脱なエッセイの熱心なメール読者になりました。口述試験は、9割が合格する試験で、救いの手を泥船に変えてしまう受験生が落ちるくらいで、実力はよくわかりました。また、長い待ち時間の緊張で顔がこわばっていて、1年近く前にラフな服装と金髪などで撮影した願書の写真と、スーツを着込んで短い黒髪に眼鏡という受験生の同一性確認が難しいほどでした。私は、一度は確認できず、係官を呼んで確認してもらったこともあります。

13 松宮先生のこと

中山 松宮先生が、「民法人事について考えていることがある。吉村先生以降、民法は京都大学から人をお呼びできていないので、京都大学からビックな人を呼ぶ。」と仰いました。松岡先生かもしれないとわくわくしていたら、2017年に松岡先生に来ていただきました。立命館大学から上がってきた成績の良い院生の中にも、松岡先生が来てくださることを楽しみにしていて、入学式で本当に松岡先生だったので感激したそうです。

研究科長であった松宮先生が、直接京都大学の松岡研究室まで出かけられて立命館大学の法科大学院に来て欲しいとお願いをされたとのこと

でしたが、松岡先生と松宮先生の出会いは、京都大学時代じゃないんですよね。

松岡 そうなんです。不思議な縁があったのですよ。小学生の頃、話題や話のテンポの点で、私は話の合う友達が少なかったのです。私の父の友人に町内で道具屋さんをしている吉田家があり、その向かいが紙問屋の石道家でした。松宮先生は、長浜市石田町（石田三成の出生地）に住んでおられたのですが、石道家が松宮先生のお母様の実家だったようでした。ある時、その3家族で高野山にお参りに行くことになって、私は、その時に松宮先生と逢っていたのです。彼は私よりは2歳年下でしたが、とても頭の回る子で、高野山まで行く長い電車の中で、2人でずっと冗談やなぞなぞを喋ることができ感激しました。けれども、その時はどこの誰かは聞いていませんでした。

滋賀県立虎姫高校で私が3年生の時に、1年生に松宮先生がいて、すでにその時点で天才肌のよくできる人として有名でした。その後、京都大学の2回生のおりに、松宮先生のお父様の資男さん（1987年に長浜市長になられました）が、私の下宿を突然訪ねてこられて、息子をよろしくご指導願います、と頼まれびっくりしました。でも、教養科目の論理学などの教科書をほとんど全部あげたこと以外に記憶はありません。松宮先生は、学生自治会の委員長などでご活躍でしたが、大学院で研究したいと相談に来られたのが、私が修士課程1年の時でした。松宮先生は刑法と民法のゼミの両方で学んでいて、研究者になるのならどちらが良いか迷っておられました。話をしてみて、民法よりは刑法の方があなたには向いているのではないかと申し上げたようです。

中山 松宮先生も公害責任などを研究する民法学者になっていたかもしれない、と吉村先生がおっしゃっていましたが、そのあたりの話ですね。

松岡 松宮先生が大学院に入ってこられてからは、主として麻雀友達という関係でした。それは今も続いていて、松宮先生と私が法科大学院生やOBと対戦する麻雀を年1回くらいやっています。その頃の雑談で、高

野山に出かけた時の話相手が松宮先生だったとわかって驚きました。

松宮先生は刑法研究者ですし、名古屋の南山大学に就職されたので、民科の学会でたまに会って、帰りに麻雀卓を囲むくらいでした。その後、松宮先生が立命館大学に来られた前後でしたか、佐伯仁志先生と道垣内弘人先生の『刑法と民法の対話』という本が評判になりました。この話題はもう少し違う角度から全国で共同研究をしてはどうかという話になって、松宮先生が誤振込の事例を取り上げて私と共同研究を行い、関西刑法学会で報告をして論文を書く機会がありました。私は、前田先生流の目的的行為論者で松宮先生とは対極的な見解に立っているところもあるのですが、一緒に仕事をすると、判例・通説批判で意見が結構一致しました。

長年の信頼関係があったことから、松宮先生から、定年退職の生熊長幸先生の後に、京都大学の定年の65歳より前に退職して立命館に来てくれないかとお誘いを受けたときに、わりあいあっさりとして了解しました。当時私は60歳でしたが、60歳以降は早期退職でも定年退職と同じ扱いでした。当時の京都大学は、相次ぐ人件費削減に対応して、55歳以上の教職員の給料を下げ、削減分をカバーする施策を採っていました。評議会で反対しようと思っていたのですが、評議員の皆さんは物わかりがよくて誰も何も言わない状態で、別件のややこしい案件があったので結局発言せず、そのことは若干後悔しています。世間ではあまり知られていないのですが、大学院手当とか大都市手当は付きましたが、給与の号俸自体は国公立大学ではほぼ同じです。私立大学の同年代の方の給与より年間で200万円くらい低いのです。いずれにせよ、研究・教育・学内外の行政・公的な仕事などで超多忙に活動しているのにその対価が減ることには納得できませんでした。さらに、法科大学院が次第に閉校される時代にさしかかり、京都大学を定年退職した後に採用してくれる法科大学院があるのか不安な状況も後押ししました。潮見先生には、彼が研究科長選挙で当選した日に、来年度から私はいなくなると告げました。山本敬三先生にもお話しをしました。潮見先生は、困ったと言いつつも、私の

意思を尊重すると仰ってくれました。

さらに驚いたことに佐久間先生がまだ53歳だったのに同志社大学に移籍するという話が、私の移籍が公になるより先に出てきました。それで、そのタイミングで私の移籍の話も公にしました。佐久間先生と私は同じ前田門下ですので、2ちゃんねるとかでは、北川門下の潮見先生と山本敬三先生が、前田門下を一度に追い出したとの話が尾鰭を付けて流れるだろうと笑いました(未確認)。しかし、実際には、派閥争いのようなものではなく、潮見先生や山本敬三先生とは、非常に仲が良く何でも話ができて、お互いの見解を批判はしても尊重する関係だったので、一緒に仕事をしていた非常に快適でした。

14 研究生生活を振り返って

中山 最後に、研究生生活を振り返って、研究者の仕事の魅力を先生から語っていただきたい。というのは、少し前に、法学部の先生とお話をしている、今の大学の先生は、法科大学院はもちろん学部の先生も、あまりにも忙し過ぎて、研究時間を確保しつつ、学内行政などにも力を割かれて、結構疲れてしまう。学生からも大学の先生は割に合わず、魅力ある仕事とは思ってもらえない、と聞かされました。

松岡 現状にある危機感は昔からもありました。40年近く前ですが、ドイツで在外研究していた時に、結構できる学生に「君たちは大学の研究者を目指すのか」と尋ねたら、普通に就職しますとか弁護士になります。教授職は全然魅力的じゃありません。忙しくて研究に専念できるような人はほとんどいない、と言われました。たしかに、京都大学や東京大学の助教や准教授を除いて、研究者教員は時間的な余裕が全然なく、雑事に精一杯です。しかも一般的な研究費もだんだん少なくなってきて(京都大学では年間10万円程度の旅費以外は研究費を全部共通図書費に使うので、個人研究費はありませんでした)、自分の研究費を確保するにはいろいろ研究計画を考えて、助成申請書を書かなければならない。採用されたらされた

で、研究成果を示さなければならないので、さらに余裕がなくなる悪循環です。私は、申請書を書くのが面倒だったことと、研究費としてどうしても必要だと思ったのは図書と情報機器くらいですので、自前でなんとかするか、共同研究の一員に加えていただいて、その程度の費用を得ていただけです。

こういう状況でも、私はとても幸運に恵まれた生活を送ってこれたと思って周りの皆さんに感謝しています。好きなことを続けていて世間的にそれなりに評価され、実際に社会的に意味のある仕事を分担して、人を育てることなどにも役に立っている。論文で新しいものの見方を示すとか考え方の幅を広げるとか、小さな石でしかないけれど、私も1つを積み上げることができる。実際に私の仕事をベースにさらに1歩も2歩も進める研究がいくつか行われています。こうした実感が得られること自体がとても幸せなことだと感じます。そういえば2025年のノーベル賞受賞者の2人も同じようなことを仰っていましたね。

15 今後の仕事

松岡 教育の現場からは退きますが、論文や判例評釈は、前田先生に倣って書き続けるつもりです。一方で、4月1日に京都弁護士会に登録して、御池総合法律事務所の客員弁護士として、週の半分くらい働きます。刑事訴訟法の知識は零なので、勉強して当番弁護士としての接見や国選弁護などもやってみます。もっとも期待されているのは、難事件の相談とか、事務所内外での研究会や研修会の講師、意見書の執筆でしょう。個別案件もいくつかは手がけたいです。

和田 それは素晴らしい。ますますお忙しい日々が続くようですが、健康に留意され、共同研究やエクステンション・センターの事業にも今後ともご協力をご支援をお願いします。

中山 先生が退職されると本当に寂しくなりますけれど、今後ともよろしくをお願いします。本当に今日はどうもありがとうございました。